

2025年度

定 時 総 会 議 案 書

と き 2025 月 6 月 21 日（土）
15：00～

ところ 自治労会館 3 階会議室

公益社団法人 高知県自治研究センター

目 次

一 報告事項

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 2025 年度事業計画 | P 2～3 |
| 2. 収支予算書 | P 4～5 |

二 議決事項

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 2024 年度事業報告 | P 6～12 |
| 2. 収支報告関連 | P 13～21 |

三 資料関係

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 高知県自治研究センター定款 | P 22～28 |
| 2. 高知県自治研究センター2025 年度会員 | P 29 |

2025 年度定時総会次第

1. 開 会

2. 定足数報告

3. 理事長あいさつ

4. 総会議長選出

5. 議事録署名人選出

6. 議 事

(1) 報告事項

2025 年度事業計画および 2025 年度収支予算について

(2) 議決事項

① 第 1 号議案 2024 年度事業報告の承認について

② 第 2 号議案 2024 年度収支報告の承認および監査報告について

③ その他

7. 議長退任

8. 閉 会

2025 年度事業計画

1. 2025 年度の活動の柱

- (1) 組織運営については、定款に基づき、理事会での議論を活性化させるとともに、研究にあたっては、テーマごとに研究チームを設置し、丁寧な議論により、研究テーマの背景となる問題意識の深化と研究の進展をめざします。
- (2) 活動の基本を、「地域の発展と地域で暮らす人への寄り添い」とし、地域に貢献できる研究を行うことにより、県民福祉の向上や地域の活性化などにつながる実践的な研究に取り組みます。
- (3) 研究については、公益目的事業のさらなる深化と活性化の実現をめざすこととし、引き続き中長期的な視野に立った「基礎研究」と「地域・団体などの要請に応じた一般研究」の二本立てとし、事業実施にあたっては研究者を中心としながら、研究員を募り、チーム体制で進めます。
- (4) 研究成果については、県民の公益に資するため、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載で一般公開することとします。

2. 2025 年度の具体的な活動内容

- (1) 組織体制の確立について
 - ① 定款に基づき、総会、理事会等の円滑な運営をはかるとともに、研究活動の点検や具体的な活動、新たな研究テーマの設定などセンターの基本的活動のあり方について、理事会における討議を深めます。また、定款に基づく運営に遺漏のないよう、事務局機能の強化をはかります。
 - ② 団体および個人会員の拡大に努めることと合わせて、会員募集の宣伝物作成とホームページの充実をはかります。
- (2) 2025 年度の調査・研究活動
 - ① 地域運営組織研究
2023 年度から、持続可能な地域を築いていくうえでの拠点となる地域運営組織（集落活動センター、あったかふれあいセンター）の役割と機能について検証する

ため、7市町村の7地域において聴き取り調査を行ってきたところです。この中では、それぞれの地域運営組織が成果を出していくためには、集落活動センターとあったかふれあいセンターが同居して協働して活動することが優位性を持っていることが明らかになっています。

3年目となる本年度は、これまで調査を行ってきた地域においてさらに掘り下げた調査を実施し、集落活動センター、あったかふれあいセンターの連携を軸とした各地域の持続可能性を高めるための地域拠点のあるべき姿を模索していきます。この研究は、i. 縦割り行政が地域運営組織の融合を妨げている、ii. 高齢者が産業活動を行うことが福祉的効果（元気・生きがい）もたらすという「産業福祉」の考え方が優位性を持つという仮説をもって進めていくこととします。

② 公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり

2020 年度から 2023 年度にかけて実施してきた「公共交通の再生に向けた研究」を引き継ぎ、新たに「公共交通から考える 2040 年の高知のまちづくり研究」に着手します。

この研究においては、「公共交通研究」の研究成果を踏まえ、高知のまちづくりの方向性を示す「未来への提言」づくりを行っていきます。

（3）セミナー・シンポジウムの開催

① 変化の早い社会状況に左右されることなく、動きの底流に視点をあてる時事的テーマによるセミナーの開催を追求します。その際には、関係する分野の団体等との共催による実施も検討します。また、シンポジウムについては、公益目的に資する内容を中心に、継続的に行えるシンポジウム開催をめざします。

② 2022 年度から 5 回にわたって実施してきた連続セミナー「等身大の日本を見つめる」を総括する目的をもってシンポジウム「一極集中からの転換に向けて高知でどう取り組むか」（仮称）を開催します。このシンポジウムにおいては、5 回のセミナーを振り返り日本が置かれている現状を共有しつつ、厳しい状況に直面する高知の課題に焦点を当て、再生に向けて高知が進むべき方向性について意見交換する場とすることをめざします。

（4）成果の公開について

① これまで行ってきた各々の調査・研究活動の研究成果について、成果物として仕上がった段階で報告書を発行するとともに、ホームページへの掲載等で広く住民の方に公開していきます。

② また、それぞれの年度の研究成果、事業成果を広く県民に還元する意味からも、自治研究センター年報を作成します。

収支予算書

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[500]	[500]	[0]
特定資産受取利息	500	500	0
受取会費	[1,720,000]	[1,500,000]	[220,000]
正会員受取会費	1,720,000	1,500,000	220,000
受取寄付金	[5,800,000]	[5,800,000]	[0]
受取寄付金	5,800,000	5,800,000	0
雑収益	[500]	[500]	[0]
受取利息	500	500	0
経常収益計	7,521,000	7,301,000	220,000
(2) 経常費用			
事業費	[7,889,000]	[7,848,000]	[41,000]
給料手当	3,780,000	3,870,000	△ 90,000
退職給付費用	99,000	135,000	△ 36,000
福利厚生費	540,000	423,000	117,000
旅費研究費	400,000	250,000	150,000
通信運搬費	200,000	200,000	0
事務賃借料	770,000	700,000	70,000
新聞図書費	10,000	10,000	0
研修会議費	800,000	800,000	0
消耗品費	70,000	140,000	△ 70,000
印刷製本費	500,000	600,000	△ 100,000
諸謝金	700,000	700,000	0
支払手数料	10,000	10,000	0
雑費	10,000	10,000	0
管理費	[1,621,000]	[1,592,000]	[29,000]
給料手当	420,000	430,000	△ 10,000
退職給付費用	11,000	15,000	△ 4,000
福利厚生費	60,000	47,000	13,000
会議研修費	330,000	300,000	30,000
通信運搬費	60,000	50,000	10,000
事務賃借料	330,000	300,000	30,000
消耗品費	30,000	70,000	△ 40,000
支払手数料	350,000	350,000	0
諸会費	20,000	20,000	0
雑費	10,000	10,000	0
経常費用計	9,510,000	9,440,000	70,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,989,000	△ 2,139,000	150,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,989,000	△ 2,139,000	150,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,989,000	△ 2,139,000	150,000
一般正味財産期首残高	6,100,000	6,500,000	△ 400,000
一般正味財産期末残高	4,111,000	4,361,000	△ 250,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	4,111,000	4,361,000	△ 250,000

収支予算書内訳表

2025年 4月 1日から2026年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[0]	[500]	[500]
特定資産受取利息	0	500	500
受取会費	[100,000]	[1,620,000]	[1,720,000]
正会員受取会費	100,000	1,620,000	1,720,000
受取寄付金	[5,800,000]	[0]	[5,800,000]
受取寄付金	5,800,000	0	5,800,000
雑収益	[0]	[500]	[500]
受取利息	0	500	500
経常収益計	5,900,000	1,621,000	7,521,000
(2) 経常費用			
事業費	[7,889,000]	[0]	[7,889,000]
給料手当	3,780,000	0	3,780,000
退職給付費用	99,000	0	99,000
福利厚生費	540,000	0	540,000
旅費研究費	400,000	0	400,000
通信運搬費	200,000	0	200,000
事務賃借料	770,000	0	770,000
新聞図書費	10,000	0	10,000
研修会議費	800,000	0	800,000
消耗品費	70,000	0	70,000
印刷製本費	500,000	0	500,000
諸謝金	700,000	0	700,000
支払手数料	10,000	0	10,000
雑費	10,000	0	10,000
管理費	[0]	[1,621,000]	[1,621,000]
給料手当	0	420,000	420,000
退職給付費用	0	11,000	11,000
福利厚生費	0	60,000	60,000
会議研修費	0	330,000	330,000
通信運搬費	0	60,000	60,000
事務賃借料	0	330,000	330,000
消耗品費	0	30,000	30,000
支払手数料	0	350,000	350,000
諸会費	0	20,000	20,000
雑費	0	10,000	10,000
経常費用計	7,889,000	1,621,000	9,510,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,989,000	0	△ 1,989,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,989,000	0	△ 1,989,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 1,989,000	0	△ 1,989,000
当期一般正味財産増減額	△ 1,989,000	0	△ 1,989,000
一般正味財産期首残高	6,100,000	0	6,100,000
一般正味財産期末残高	4,111,000	0	4,111,000
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	4,111,000	0	4,111,000

第1号議案

2024 年度事業報告（案）

I. 組織運営について

1. 2024 年度定時総会の開催

- (1) 日 時 2024 年 6 月 22 日（土） 15 時 45 分～16 時 40 分
- (2) 場 所 自治労会館 3 階会議室
- (3) 出席状況 会員総数 77 人（団体会員 28 人、個人会員 49 人）
出席 70 人（団体会員 26 人、個人会員 44 人）
〔うち 6 人（団体会員 10 人、個人会員 17 人）委任状
46 人（団体会員 9 人、個人会員 7 人）議決権行使書〕

(4) 議 事

- 第 1 号議案 2023 年度事業報告の承認について
- 第 2 号議案 2023 年度収支報告の承認および監査報告について
- 第 3 号議案 任期満了に伴う役員の改選(案)について
- その他

2. 理事会の開催

(1) 2024 年度第 1 回理事会

- ① 日 時 2024 年 6 月 1 日（土） 10 時 00 分～10 時 30 分
- ② 場 所 高知共済会館
- ③ 出席状況 理事・監事 15 人中 11 人出席
- ④ 議 事
 - 第 1 号議案 2023 年度事業報告の承認について
 - 第 2 号議案 2023 年度貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の承認について
 - 第 3 号議案 新規会員の承認について
 - その他

(2) 2024 年度第 2 回理事会

- ① 日 時 2024 年 6 月 22 日（土） 16 時 15 分～16 時 25 分
- ② 場 所 自治労会館 3 階会議室
- ③ 出席状況 理事・監事 15 人中 13 人出席
- ④ 議 事
 - 第 1 号議案 役員等の選任について
 - その他

(3) 2024 年度第 3 回理事会

- ① 日 時 2024 年 9 月 28 日 (土) 15 時 00 分～17 時 00 分
- ② 場 所 高知共済会館
- ③ 出席状況 理事・監事 15 人中 10 人出席
- ④ 議 事
 - 第 1 号議案 地域運営組織のあり方の検証に関する調査研究について
 - 第 2 号議案 「連続セミナー：等身大の日本を見つめる」について
 - 第 3 号議案 自治体財政講座について
 - 第 4 号議案 産業福祉研究について
 - 第 5 号議案 ポスト公共交通研究について
 - 第 6 号議案 新規会員の承認について
 - 第 7 号議案 第 4 回理事会の日程について
 - その他

(4) 2024 年度第 4 回理事会

- ① 日 時 2024 年 12 月 14 日 (土) 10 時 00 分～12 時 05 分
- ② 場 所 高知共済会館
- ③ 出席状況 理事・監事 15 人中 11 人出席
- ④ 議 事
 - 第 1 号議案 「連続セミナー：等身大の日本を見つめる」について
 - 第 2 号議案 地域運営組織研究について
 - 第 3 号議案 (仮称) 産業福祉シンポジウムについて
 - 第 4 号議案 ポスト公共交通研究について
 - 第 5 号議案 旅費規程の見直しについて
 - その他

(5) 2024 年度第 5 回理事会

- ① 日 時 2025 年 3 月 22 日 (土) 10 時 00 分～12 時 00 分
- ② 場 所 高知共済会館
- ③ 出席状況 理事・監事 15 人中 10 人出席
- ④ 議 事
 - 第 1 号議案 研究の進捗状況と今後の方向性について
 - 第 2 号議案 2025 年度事業計画 (案)
 - 第 3 号議案 2025 年度収支予算書 (案) について
 - 第 4 号議案 2025 年度定時総会の日程について
 - 第 5 号議案 2025 年度第 1 回理事会の日程について
 - 第 6 号議案 旅費規程の見直しについて
 - その他

3. 会員の状況（2025 年 3 月 31 日現在）

団体会員 28 団体 （前年比 0）
個人会員 50 人 （前年比 +2）

II. 2024 年度の調査・研究活動について

1. 地域運営組織のあり方の検証に関する研究

高知県の中山間地域が過疎高齢化などの多様な課題を抱え疲弊し、集落の消滅が現実問題となっている中、持続可能な地域を築いていくうえでの拠点となる地域運営組織（集落活動センター、あったかふれあいセンター）の役割と機能について検証することを目的として、2023 年度からこの研究を進めてきました。

2 年目となる 2024 年度は、4 つの市町において聴き取り調査を行いました。また、2025 年 1 月には、2 年間にやってきた 7 地域の調査報告を理事会と共有するとともに今後の研究活動の方向性について議論するために、「調査結果報告及び意見交換会」を行ってきました。

（1）調査の実施状況

2024 年 10 月 16 日（水）

須崎市 集落活動センター「あわ」
佐川町 集落活動センター「くろいわ」
あったかふれあいセンター「くろいわ」

2024 年 10 月 18 日（金）

須崎市 あったかふれあいセンター「あわ」

2024 年 11 月 6 日（水）

四万十市 集落活動センター「みやの里」
あったかふれあいセンター「いちいの郷」

2024 年 11 月 7 日（木）

土佐清水市 集落活動センター「下川口家」
あったかふれあいセンター「きずなの家」

（2）7 地域の調査報告（概要）

- ① 各地域組織において、当初の制度設計などの設立の経緯、それぞれの組織の活動実態、集落活動センターとあったかふれあいセンターの関係性などについて、聴き取り調査を行ってきました。
- ② 各地域・各集落をめぐる状況は極めて厳しく、調査したすべての地域・集落において存亡の危機が深化しています。
- ② その中でも、各集落の持続可能性を高めるためにそれぞれの地域運営組織が成果を出していくためには、集落活動センターとあったかふれあいセンターが同居し、協働して活動することが優位性を持っていることが明らかになりました。地域づくり、稼ぐ仕組みづくりを行う組織と福祉を通じて暮らしの課題解決を行う組織の活

動が融合することによって、それぞれの強みを生かして多様な取り組みが行われていると評価できます。

- ④ ただし、それぞれの地域・集落において各組織は困難な中でも懸命な活動を続けています。ほとんどの組織は、設立当初からお互いの連携が意識されずに活動を行ってきたものであり、現時点で同居か否かなど直接的な関係のあり方だけで評価することは好ましくありません。「住民自治の視点を持った地域拠点づくりが重要であること」を基本に据え、連携の概念を整理したうえで、それぞれの活動を評価していくことが必要であると考えます。

(3) 今後の研究の方向性

この研究については、研究員を補充しあらためて研究チームを結成したうえで、すでに調査に入ったいくつかの地域を選定し、再調査を行っていく予定です。その際に、高齢者が産業活動を行うことが福祉的効果（健康・元気や生きがい）をもたらすという「産業福祉」の考え方が優位性を持つという仮説をもって、研究を進めていくこととしています。

Ⅲ. セミナー等の開催

1. 連続セミナー「等身大の日本の姿を見つめる」

(1) 次のとおり、連続セミナーの第4回、第5回を開催しました。

①「等身大の日本の姿を見つめる第4回セミナー」

“行き過ぎた一極集中からの転換を”

日 時 2024年12月1日（日） 13時30分～16時30分

場 所 三翠園・オンライン

講 師 片山 善博

(大正大学公共政策学科教授兼地域構想研究所所長)

出席者 対面：35人、オンライン：9人

②「等身大の日本の姿を見つめる第5回セミナー」

“日本の真の実力と高知の可能性”

日 時 2025年3月16日（日） 13時30分～16時30分

場 所 三翠園・オンライン

講 師 藻谷 浩介（(株)日本総合研究所研究員）

出席者 対面：64人、オンライン：17人

(2) 連続セミナーについては、第5回セミナーをもって最終回とします。2025年7月にこの連続セミナーを総括するとともに、厳しい状況に置かれている高知県の課題に焦点をあてた締めくくりシンポジウムを開催することを予定しています。

2. セミナー「地域主権で公共の復権を」

2025 年度定時総会と合わせて、「地域主権で公共の復権を」をテーマに杉並区長の岸本聡子さんのオンライン講演を開催しました。

日 時 2024 年 6 月 22 日 (土) 13 時 30 分～15 時 30 分
場 所 自治労会館 3 階会議室
講 師 岸本 聡子 (東京都杉並区長)
出席者 対面 : 39 人

3. 財政講座 (「自治体経営が厳しい」ってどういうこと?)

シミュレーションゲームを通じて、自治体財政を学び、まちづくりを考えてもらうことをめざし、財政講座を開催しました。

日 時 2024 年 10 月 26 日 (土) 12 時 45 分～17 時 30 分
場 所 自治労会館 3 階会議室
講 師 今村 寛 (福岡地区水道企業団総務部長)
出席者 対面 : 28 人

【活動日誌】

2024 年

日	曜日	会 議 名 等	場所・参加人数等
5/20	月	2023 年度監査	自治労会館 監事 2 人 事務局 2 人
6/1	土	2024 年度第 1 回理事会	高知 共済会館 理事 9 人 監事 2 人 事務局 2 人
6/22	土	セミナー「地域主権で公共の復権を」	自治労会館 39 人
		2024 年度定時総会	自治労会館 団体 26 人 個人 49 人
		2024 年度第 2 回理事会	自治労会館 理事 12 人 監事 1 人 事務局 3 人
9/2	月	「地域運営組織のあり方検証のための調査研究」打合せ	自治労会館 理事 1 人 事務局 2 人
9/4	水	三役会	自治研究センター 理事 3 人 事務局 2 人
9/13	金	「地域運営組織のあり方検証のための調査研究」に対する自治体要請	須崎市 佐川町 理事 1 人 事務局 1 人
9/28	土	2024 年度第 3 回理事会	共済会館 理事 8 人 監事 2 人 事務局 3 人
10/4～5	金～土	第 40 回地方自治研究全国集会	島根県 1 人
10/9	水	「地域運営組織のあり方研究」に対する自治体への協力要請	土佐清水市 四万十市(西土佐) 2 人
10/16	水	「地域運営組織のあり方研究」調査	須崎市・佐川町 2 人
10/18	金	「地域運営組織のあり方研究」調査	須崎市 1 人
10/26	土	財政講座(「自治体経営が厳しい」ってどういうこと?)	自治労会館会議室 28 人
10/28	月	「地域運営組織のあり方研究」に対する打合せ	自治研究センター 2 人
11/5～7	火～木	「地域運営組織のあり方研究」調査	土佐清水市 四万十市(西土佐) 2 人
11/6	水	「地域運営組織のあり方研究」に対する打合せ	四万十市 3 人
12/1	日	「日本の等身大の姿を見つめる④」セミナー	三翠園 35 人 WEB 9 人
12/5	木	三役会	自治労会館 理事 3 人 事務局 2 人
12/14	土	2024 年度第 4 回理事会	共済会館 理事 9 人 監事 2 人 事務局 2 人

2025 年

日	曜日	会 議 名 等	場所・参加人数等
1/27	月	「地域運営組織研究」打ち合わせ	自治研究センター 理事 1 人 事務局 1 人
1/29	水	「地域運営組織研究」調査結果報告及び意見交換会	自治労会館 理事 5 人 事務局 1 人
1/31	金	2025 年度「地方財政セミナー」	東京 理事 1 人 WEB 事務局 2 人
3/6	木	三役会	自治労会館 理事 3 人 事務局 2 人
3/16	日	「日本の等身大の姿を見つめる⑤」セミナー	三翠園 会場 64 人 WEB 17 人
3/22	土	2024 年度第 5 回理事会	共済会館 理事 10 人 事務局 3 人

貸借対照表

2025年 3月31日現在

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,274,916	6,055,415	△ 780,499
未収金	5,000	0	5,000
前払金	30,000	30,000	0
流動資産合計	5,309,916	6,085,415	△ 775,499
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	266,400	176,040	90,360
事業積立預金	800,000	700,000	100,000
特定資産合計	1,066,400	876,040	190,360
固定資産合計	1,066,400	876,040	190,360
資産合計	6,376,316	6,961,455	△ 585,139
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	147,299	179,338	△ 32,039
預り金	40,478	61,861	△ 21,383
流動負債合計	187,777	241,199	△ 53,422
2. 固定負債			
退職給付引当金	266,400	176,040	90,360
固定負債合計	266,400	176,040	90,360
負債合計	454,177	417,239	36,938
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	5,922,139	6,544,216	△ 622,077
(うち特定資産への充当額)	(800,000)	(700,000)	(100,000)
正味財産合計	5,922,139	6,544,216	△ 622,077
負債及び正味財産合計	6,376,316	6,961,455	△ 585,139

貸借対照表内訳表

2025年 3月31日現在

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	5,274,916	0	5,274,916
未収金	5,000	0	5,000
前払金	30,000	0	30,000
流動資産合計	5,309,916	0	5,309,916
2. 固定資産			
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	239,760	26,640	266,400
事業積立預金	800,000	0	800,000
特定資産合計	1,039,760	26,640	1,066,400
固定資産合計	1,039,760	26,640	1,066,400
資産合計	6,349,676	26,640	6,376,316
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	147,299	0	147,299
預り金	40,478	0	40,478
他会計借入金	△ 72,747	72,747	0
流動負債合計	115,030	72,747	187,777
2. 固定負債			
退職給付引当金	239,760	26,640	266,400
固定負債合計	239,760	26,640	266,400
負債合計	354,790	99,387	454,177
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	5,994,886	△ 72,747	5,922,139
	(800,000)	(0)	(800,000)
正味財産合計	5,994,886	△ 72,747	5,922,139
負債及び正味財産合計	6,349,676	26,640	6,376,316

貸借対照表附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

正味財産増減計算書

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[2]	[1]	[1]
特定資産受取利息	2	1	1
受取会費	[1,395,000]	[1,247,000]	[148,000]
正会員受取会費	1,395,000	1,247,000	148,000
受取寄付金	[5,800,000]	[5,800,000]	[0]
受取寄付金	5,800,000	5,800,000	0
雑収益	[1,290]	[69]	[1,221]
受取利息	1,290	69	1,221
経常収益計	7,196,292	7,047,070	149,222
(2) 経常費用			
事業費	[6,477,542]	[5,013,126]	[1,464,416]
給料手当	3,119,248	2,085,145	1,034,103
退職給付費用	81,324	81,756	△ 432
福利厚生費	467,355	389,542	77,813
旅費研究費	330,784	203,177	127,607
通信運搬費	171,321	122,473	48,848
事務賃借料	579,519	683,035	△ 103,516
新聞図書費	2,000	5,720	△ 3,720
研修会議費	520,483	566,158	△ 45,675
消耗品費	24,706	49,909	△ 25,203
印刷製本費	579,370	454,340	125,030
諸謝金	595,015	367,522	227,493
支払手数料	6,417	4,349	2,068
管理費	[1,340,827]	[1,216,193]	[124,634]
給料手当	346,582	231,683	114,899
退職給付費用	9,036	9,084	△ 48
福利厚生費	51,930	43,280	8,650
会議研修費	290,666	236,764	53,902
通信運搬費	45,840	42,554	3,286
事務賃借料	248,366	292,728	△ 44,362
消耗品費	10,588	21,389	△ 10,801
支払手数料	322,819	323,711	△ 892
諸会費	15,000	15,000	0
経常費用計	7,818,369	6,229,319	1,589,050
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 622,077	817,751	△ 1,439,828
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 622,077	817,751	△ 1,439,828
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 622,077	817,751	△ 1,439,828
一般正味財産期首残高	6,544,216	5,726,465	817,751
一般正味財産期末残高	5,922,139	6,544,216	△ 622,077
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,922,139	6,544,216	△ 622,077

正味財産増減計算書内訳表

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

公益社団法人 高知県自治研究センター

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[0]	[2]	[2]
特定資産受取利息	0	2	2
受取会費	[55,465]	[1,339,535]	[1,395,000]
正会員受取会費	55,465	1,339,535	1,395,000
受取寄付金	[5,800,000]	[0]	[5,800,000]
受取寄付金	5,800,000	0	5,800,000
雑収益	[0]	[1,290]	[1,290]
受取利息	0	1,290	1,290
経常収益計	5,855,465	1,340,827	7,196,292
(2) 経常費用			
事業費	[6,477,542]	[0]	[6,477,542]
給料手当	3,119,248	0	3,119,248
退職給付費用	81,324	0	81,324
福利厚生費	467,355	0	467,355
旅費研究費	330,784	0	330,784
通信運搬費	171,321	0	171,321
事務賃借料	579,519	0	579,519
新聞図書費	2,000	0	2,000
研修会議費	520,483	0	520,483
消耗品費	24,706	0	24,706
印刷製本費	579,370	0	579,370
諸謝金	595,015	0	595,015
支払手数料	6,417	0	6,417
管理費	[0]	[1,340,827]	[1,340,827]
給料手当	0	346,582	346,582
退職給付費用	0	9,036	9,036
福利厚生費	0	51,930	51,930
会議研修費	0	290,666	290,666
通信運搬費	0	45,840	45,840
事務賃借料	0	248,366	248,366
消耗品費	0	10,588	10,588
支払手数料	0	322,819	322,819
諸会費	0	15,000	15,000
経常費用計	6,477,542	1,340,827	7,818,369
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 622,077	0	△ 622,077
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 622,077	0	△ 622,077
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 622,077	0	△ 622,077
当期一般正味財産増減額	△ 622,077	0	△ 622,077
一般正味財産期首残高	6,616,963	△ 72,747	6,544,216
一般正味財産期末残高	5,994,886	△ 72,747	5,922,139
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	5,994,886	△ 72,747	5,922,139

正味財産増減計算書附属明細書

財務諸表の注記に記載しているため、附属明細書の記載は省略しています。

財産目録

2025年3月31日 現在

(単位：円)

科目	場所等	物量	使用目的等	金額
I 資産の部				
1. 流動資産				5,309,916
現金・預金				
普通預金	四国労働金庫 高知支店 普通預金 3377677		運転資金として保有	5,274,916
未収金			クンペル高知健康診断助成金	5,000
前払金	(一財) 自治労会館		家賃の前払い分	30,000
流動資産合計				5,309,916
2. 固定資産				1,066,400
(1) 特定資産				
退職給付引当資産	四国労働金庫 高知支店 定期預金 4294390		公益目的事業の退職給付引当金見合い資金として管理している。	239,760
			法人会計の退職給付引当金見合い資金として管理している。	26,640
事業積立預金	四国労働金庫 高知支店 普通預金 3377677		特定費用準備資金であり公益社団法人移行20周年事業に使用するため規定により積立、管理している。	800,000
特定資産合計				1,066,400
固定資産合計				1,066,400
資産合計				6,376,316
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金				147,299
	株式会社英光事務機		パフォーマンスチャージ代金の未払い分	2,200
	日本郵便株式会社		後納郵便代金の未払い分	8,436
	厚生労働省		社会保険料3月分	24,592
	株式会社朝日ネット		プロバイダ料の未払い分	1,650
	NTTファイナンス株式会社		電話料金の未払い分	14,090
	従業員		3月給与・残業手当の未払い分	96,331
預り金				40,478
	従業員		従業員から預かった社会保険料	24,016
	従業員		従業員から預かった雇用保険料	16,462
流動負債合計				187,777
2. 固定負債				
退職給付引当金			公益目的事業の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。	239,760
			法人会計の従業員に対する退職金支払いに備えたもの。	26,640
固定負債合計				266,400
負債合計				454,177
正味財産				5,922,139

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」(平成 20 年 4 月 11 日 平成 21 年 10 月 16 日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、社内規定による期末現在の要支給額により計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式により処理しております。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
退職給付引当資産	176,040	90,360	0	266,400
事業積立預金	700,000	100,000	0	800,000
合 計	876,040	190,360	0	1,066,400

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
特定資産				
退職給付引当資産	266,400	(0)	(0)	(266,400)
事業積立金	800,000	(0)	(800,000)	(0)
合 計	1,066,400	(0)	(800,000)	(266,400)

監査報告書

公益社団法人 高知県自治研究センター

理事長 東森 歩 殿

私たち監事は、2024（令和6）年4月1日から2025（令和7）年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

2025年5月21日

公益社団法人 高知県自治研究センター

監 事 森川 直只



公益社団法人 高知県自治研究センター

監 事 山本 洋子



公益社団法人高知県自治研究センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人高知県自治研究センター(以下「この法人」という。)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知市鷹匠町2丁目5番47号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高知県における自治のあり方や自治体行政課題などについて総合的な調査研究を行い、住民に密着した民主的な自治体行政を推進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資料センターとしての事業
地方自治関係法、都市町村問題、環境問題、住民福祉とサービスの税財政など自治体政策に関するあらゆる文献と資料の収集と整理を行い、各自治体の要請に応える。
 - (2) 研究事業
地方自治のあり方、自治体経営、地方行財政、地域福祉の推進など自治体施策の研究を行う。
 - (3) 教育、調査活動の事業
前2号と関連する調査の受託、研究会、講演会などの開催を行う。
 - (4) 編集・刊行を行う事業
政策に関する定期刊行物、その他資料図書の編集を行う。
 - (5) その他この法人の公益目的を達成するため必要とする事業
2. 前項の事業は、高知県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の目的に賛同し、入会した者をもって会員とする。

2. 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

3. 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める額(以下「会費」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において議決権の過半数を有する会員が出席し、総会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 前条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

第12条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。
2. 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。
(1) 会員の除名
(2) 理事及び監事の選任又は解任
(3) 理事及び監事の報酬等の額
(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
(5) 定款の変更
(6) 解散及び残余財産の処分
(7) 不可欠特定財産の処分の承認
(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
2. 前項の規定にかかわらず、次条第3項第2号により開催された総会においては、総会招集を請求する書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、総会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
2. 理事長は、前条第3項の規定による招集の請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、審議事項その他の法令に定める事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の1週間前までに会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面により議決権を行使できる旨を決定した場合には、総会開催の日の2週間前までに通知をしなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に別に規定するものを除き、総会員の過半数の会員が出席し、出席した会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員としての議決に加わる権利を有しない。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 役員等の責任の一部免除
(4) 定款の変更
(5) 事業の全部の譲渡
(6) 解散
(7) 合併契約の承認
(8) 不可欠特定財産の処分
(9) その他法令で定められた事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議をするに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行

なければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の代理権の授与は、総会ごとに行なければならない。
3. 第1項の規定に基づき代理行使された議決権は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(報告の省略)

第22条 理事が会員全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことに関して、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数
 - (3) 総会に出席した会員の数(議決権行使書面を提出した会員を含む。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議長及び総会で選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第24条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 2名以内
 - (3) 常務理事 1名
 - (4) 理事 8名以上15名以内(理事長、副理事長、常務理事を含む。)
 - (5) 監事 2名
2. 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、会員の中から総会の決議によって選任する。
2. 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 3. 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
 4. 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記を行い、登記事項証明書を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。
 5. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
 6. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統括する。
 3. 副理事長は理事長を補佐する。
 4. 常務理事は、業務の執行をはかり、理事長を補佐する。
 5. 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正行為を行い、もしくは当該行為を行うおそれがあると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
 - (5) 前号の場合において必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。この場合において、請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内に理事会

- を開催する旨の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案や書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、又これらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会
終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会
終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事及び監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任
により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利
義務を有する。

(役員解任)

- 第29条 理事及び監事は、総会において会員総数の3分の2以上の決議によって解任すること
ができる。

(役員報酬等)

- 第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、総会で報酬等を支給することについて承認され
た常勤の理事は、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等
の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。また、総会で報酬等
を支給することについて承認された監事については、総会において定める総額の範囲内で、
監事の協議により別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給す
ることができる。
2. 役員には、費用を弁償することができる。
3. 第1項の規定の適用に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(就業及び利益相反取引の制限)

- 第31条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その
承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。
- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当
該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項の取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理
事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

- 第32条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員が職務を行
うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その
役員の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、賠償責任額から法
令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除
することができる。

(幹事会)

- 第33条 第4条の事業の実施に関する方針及び研究方法の検討を行うため幹事会を置くことがで
きる。
2. 幹事会の設置及び運営に関する規程は、別に定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時、場所及び総会の目的事項の決定
- (2) 規則、規程の制定、廃止及び変更に関する事項
- (3) 前号のほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会において必要と認めた事項
2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができな
い。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け

- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 第32条に定める責任の一部免除

(開催)

第36条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事より会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、請求した理事が招集したとき。
- (4) 監事からの招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号又は第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対しその通知をしなければならない。
- 4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 5. 理事長が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2. 前項の規定にかかわらず、理事長が欠けたとき又は事故あるときは、理事長を選出するまでの間、理事会の議長は副理事長がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第42条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産とする。

- 2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産の管理については、理事長が行うものとし、その方法については、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

- 2. この法人は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

(基本財産)

第44条 この法人の基本財産は、第42条第2項に定める財産とする。

- 2. 前項の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法

人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するとき
は、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(経費の支弁)

第45条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画書及び収支予算書等)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に
ついては、理事長が毎事業年度開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を受けなければ
ならない。これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一
般の閲覧に供するものとする。
3. 第1項の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに行政
庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長は次の
書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
(6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定
時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認
を受けなければならない。
3. 第1項の計算書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなけれ
ばならない。
4. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するも
のとする。
(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載
した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第49条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の
規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、
前条4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第50条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短
期借入金を除き、総会において会員の過半数が出席し、総会員の議決権の3分の2以上の議
決を得なければならない。
2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同様である。

(会計原則)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第8章 基金

(基金の募集)

第52条 この法人は、基金の拠出を会員又はその他第三者に求めることができる。
2. 拠出された基金は、この法人が解散するまでは返還しないものとする。

(基金の返還)

第53条 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所、
方法、その他の必要な事項を清算人において別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、総会において、総会員の3分の2以上の議決により、変更すること
ができる。
2. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2. この法人が前項の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、法人法第148条の事由によるほか、総会において、総会員の議決権の3分の2以上の議決により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第60条 この法人の事務を処理するために、この法人に事務局を置く。

2. 事務局には、次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 事務局次長 若干名
 - (3) 研究所員 若干名
 - (4) 事務局員 若干名
3. 前項第1号の事務局長の選任及び解任については、理事会で行う。
4. 第2項第1号以外の職員については、理事長が任免する。
5. 事務局の組織、運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第61条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
- (5) 第20条第4項に規定する総会の決議の省略をした場合の同意書
- (6) 第39条第2項に規定する理事会の決議を省略した場合の同意書
- (7) 理事、監事及び会員の名簿並びに履歴書
- (8) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (9) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類
- (10) 財産目録
- (11) 役員等の報酬規程(第30条第1項ただし書に該当する場合)
- (12) 事業計画書及び収支予算書
- (13) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (14) その他法令で定める書類及び帳簿

第12章 雑則

(委任)

第62条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の理事長(代表理事)は山本晋平、副理事長(代表理事)は筒井早智子、折田晃一、常務理事(業務執行理事)は石川俊二とする。
3. 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

高知県自治研究センター2025年度会員

団体会員

1	県 職 連 合
2	高 知 市 職 労
3	土 佐 清 水 市 職 労
4	宿 毛 市 職 労
5	須 崎 市 職 労
6	土 佐 市 職 労
7	南 国 市 職 労
8	香 南 市 職 労
9	黒 潮 町 職 労
10	中 土 佐 町 職 労
11	日 高 村 職 労
12	い の 町 職 労
13	仁 淀 川 町 職 労
14	馬 路 村 職 労
15	共 済 労 組
16	仁 淀 衛 生 事 務 労 組
17	国 保 労 組
18	住 宅 供 給 公 社 労 組
19	建 設 技 術 公 社 労 組
20	支 援 員 労 組
21	須 崎 市 民 保 労 組
22	高 知 競 輪 競 馬 労 組
23	県 本 部 書 記 労
24	自 治 労 高 知 県 本 部
25	連 合 高 知 連 合 会
26	全 水 道 高 知 水 道 労 組
27	黒 潮 町
28	防 治 会

個人会員

1	畦 地 和 也
2	石 川 俊 二
3	折 田 晃 一
4	川 田 勲
5	川 崎 敬 子
6	坂 本 茂 雄
7	筒 井 早 智 子
8	堀 洋 子
9	山 崎 秀 一
10	山 村 一 正
11	山 本 洋 子
12	田 尾 隆
13	福 永 明
14	津 野 誠
15	中 山 久 美
16	森 下 乃 文
17	児 嶋 鈴 香
18	高 橋 立 一
19	中 平 正 幸
20	岡 林 俊 司
21	間 嶋 祐 一
22	岡 崎 邦 子
23	武 内 則 男
24	竹 村 暢 文
25	中 山 研 心
26	森 幹 夫
27	石 井 孝
28	関 隆
29	東 森 歩
30	山 下 久 人
31	山 中 誠
32	大 野 辰 哉
33	山 崎 幹 生
34	森 尚 子
35	横 山 定 子
36	福 田 善 乙
37	伊 藤 豊 隆
38	小 坂 雄 一 郎
39	北 村 香 奈 江
40	弘 田 条
41	森 川 直 只
42	吉 岡 章
43	横 山 浩 司
44	明 神 千 代
45	福 富 真 子
46	中 岡 歩 美
47	松 本 信 之 助
48	門 吉 直 人
49	北 村 美 佳
50	中 島 史 博
51	武 内 昭 憲
52	長 谷 川 佑
53	山 本 昇 平
54	浅 川 直 也
55	仙 頭 廣 海